

率先実行計画に係る具体的取組事例

1 財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
(1) 生産段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択 (7) 再生紙の使用等	
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙、事務用封筒はいずれも再生紙使用率100%。 (H9年度実績：コピー用紙 105,577kg、事務用封筒 879kg) 	総理府
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙、封筒は再生紙を使用している。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> (平成10年度より白色度のより低い用紙を使用している。) 100%再生紙を購入。 	公害等調整委員会 北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙、罫紙等の用紙類は、古紙配合率70%以上としている。 すべての印刷物について再生紙を利用(42件)。 コピー用紙等については、白色度70%程度以下としている。 コピー用紙は全て環境ラベリング製品を使用。その他の用紙類は、積極的に推進するよう努力中。 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> (本庁) 印刷物等における古紙利用率の明記について、今後、義務づける方向で検討中。(本庁) 可能な限りエコマーク商品を購入している。(地方) 可能な限り白色度の低いものを選択するように努めている。(地方) 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙及び封筒はいずれも古紙利用率100%の用紙を使用している。 外注する印刷物、委託先の報告書に使用する用紙は、古紙利用率100%の用紙を使用し、印刷物等に古紙利用率等を明記している。 コピー用紙及び外注する印刷物に使用する用紙は、白色度70%程度以下の用紙を使用している。 性能、価格等を考慮し、可能な限り調達するよう努めている。 コピー用紙はすべてリサイクルペーパーを使用。 	国土庁 法務省
<ul style="list-style-type: none"> 事務用箋等の用紙は、そのほとんどが再生紙。 研修教材についても再生紙を使用。 各部局単位でコピー用紙の使用量を把握し、必要に応じて使用実態を通知し、使用量削減を呼びかけている。 外注印刷物について、発注の際に再生紙の使用を指示する等可能な限り再生紙を使用するよう努力している。 印刷機で印刷する用紙のみ白色度70%のものを使用している。 事務用封筒は、古紙利用率70%以上を使用し、その旨を明記している。 トイレットペーパーは、古紙利用率100%を使用。 再生紙使用率(コピー用紙 91.5%、事務用封筒 100%) バージンパルプ使用率(コピー用紙 A4 8.9%のみ) 外交青書、ODA報告書はすべて再生紙利用。 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> 用紙類については、特段の事情がない限り、再生紙を使用した製品を購入。(本省) 外注印刷物について、発注の際に再生紙の使用を指示する等可能な限り再生紙を使用することとしている。(本省・国税庁) 白色度70度の再生コピー用紙を使用(A4 17,837,500枚)(本省) 再生紙を使用するとともに、可能なものについては白色度の低い用紙を使用するよう努めている。(国税庁) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> 文部省著作刊行物等について、原則として再生紙使用し、その旨を裏表紙等に表記した。 文部省著作教科書104点中94点(90.4%)に再生紙を使用。 コピー用紙の一部について古紙利用率70%から100%への切替を行った。 コピー用紙は、グリーンマークとエコマーク入りの再生紙を使用しており、その他封筒、紙製のフラットファイル、インデックス紙、付箋紙等一括購入している紙製品については、特段の事情がない限り、再生紙を使用した製品を購入している。 外注する印刷物のうち、統計調査用の印刷物のように、特殊加工を必要とするもの又は特に上質であることを必要とするものを除き、極力再生紙を使用するように依頼している。 コピー用紙については、再生紙をほぼ100%使用。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙は、グリーンマークとエコマーク入りの再生紙を使用しており、その他封筒、紙製のフラットファイル、インデックス紙、付箋紙等一括購入している紙製品については、特段の事情がない限り、再生紙を使用した製品を購入している。 外注する印刷物のうち、統計調査用の印刷物のように、特殊加工を必要とするもの又は特に上質であることを必要とするものを除き、極力再生紙を使用するように依頼している。 コピー用紙については、再生紙をほぼ100%使用。 コピー用紙、トイレット・ペーパーは環境ラベリング事業対象製品を使用。 古紙100%を入札仕様の条件にしている。 外注等による印刷物については極力再生紙を使用するよう指導している。 施行文書など可能な限り白色度の低い用紙を使用している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙、トイレット・ペーパーは環境ラベリング事業対象製品を使用。 古紙100%を入札仕様の条件にしている。 外注等による印刷物については極力再生紙を使用するよう指導している。 施行文書など可能な限り白色度の低い用紙を使用している。 	農林水産省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙はすべて再生紙を使用。 ・コピー用紙等については、白色度70%程度以下としている。 	通商産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・主な用紙類について再生紙の使用を推進した。(初めて使用する木材パルプ量をH7年度比約50t減) ・郵政三事業式紙について、再生紙化を拡大(H9年度末現在152品目を再生紙化) ・再生紙利用製品への省独自のロゴマークの付定を推進し、再生紙利用率の向上に努めた。(再生紙利用率 90.2%) ・コピー用紙について、低白色度製品利用を促進した。(H9.7からすべての局所において、白色度70の製品を使用(従来白色度80)) 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙は古紙配合率70%、白色度80%のものから、古紙配合率100%、白色度70%のものへ切替。 ・事務用箋、封筒等はすべて再生紙を使用。 ・トイレットペーパーは100%再生紙のものをすべて使用。 ・外注による印刷物の一部に再生紙を使用。 ・コピー用紙は、グリーンマーク等のついた100%再生紙を使用。(消防庁) 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・P P C用紙についてはすべて再生紙を使用している。 ・コピー用紙は古紙利用率70%、白色度80%のものを使用。 ・トイレットペーパーは古紙利用率100%を使用。 ・封筒についても古紙利用率30%を使用。 ・外注等による印刷物は、古紙利用率の明記までは至っていないが、再生紙への切り換えを順次行っている。 	内閣法制局 人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度よりコピー用紙の白色度を70%に変更。 ・使用するコピー用紙、事務用箋、封筒、伝票等の用紙類については、エコマーク対象商品又はこれと同等の再生紙を使用している。用紙類は、100%再生紙を使用しているが、古紙利用率拡大、白色度のより低いものの選択に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> * コピー用紙は、古紙利用率100%、白色度70%の再生紙のものを使用している。 * 事務用箋は、エコマーク対象の再生紙を使用している。 * 封筒は、古紙利用率100%再生紙のものを使用している。 初めて使用する木材パルプの使用状況の把握については、用紙類は再生紙の使用状況を把握し、また、両面コピーの利用拡大、ミスプリントの再利用等を進め、使用量の削減努めている。 外注等の印刷物については、再生紙を使用するよう努力している。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・P P C用紙については、すべてラベリング事業対象製品となっている。 ・外注する印刷物等についても、できる限り再生紙を使用するよう指定している。 ・P P C用紙については、すべて白色度70のものとしている。 	会計検査院
(1) 再生品等の使用	
<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品の一括調達の際には、再生材で作られた物品を積極的に使用している。 ・シャープペン、ボールペン等の消耗品は、再生材料を用いた物を調達している。 ・鉛筆、ボールペン、フラットファイル等について再生品を使用している。 ・文具類については、リサイクル製品を購入。 ・コピー機、F A X、プリンターのトナーカートリッジについて、回収・リサイクルのルートが確立しているものを使用。 	総理府 総務庁 警察庁 北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> ・作業衣等について、今後、再生材料から作られたものを購入する方向で検討中。(本庁) ・トナーカートリッジ等については、可能な限りリサイクルを行っている。(本庁) ・リサイクルルートが確立しているトナーカートリッジ等を使用している。(地方) ・F A X及びプリンター等のトナーカートリッジは再生材料から作られたものを使用している。 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入の際には、推奨リストを参考とし、極力環境負荷の少ない製品を選択している。 ・再生材料から作られた文具(フラットファイル、蛍光ペン等)を購入している。 ・コピー機のトナーカートリッジは、リサイクルのルートが確立しているものを利用している。 	科学技術庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・性能、価格等を考慮し、可能な限り再生材料使用品の調達に努めている。 ・文具類の購入に当たっては、できるだけ再生材料を使用した製品を条件とし、仕様書に明記している。 	国土庁 法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・F A X、プリンター等のトナーカートリッジについては、リサイクルのルートが確立しているものを使用している。 ・価格、耐久性等の改善を待つて導入を検討する。 ・短期レンタルのコピー機(再生品)を利用した(17回延べ20台利用) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・フラットファイル、ボールペン、蛍光ペン等についてリサイクル商品を購入。(本省) 	大蔵省

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・プリンターカートリッジは再生部品及び再生材料を使用した製品を購入している。 ・コピー用紙の白色度70%のものを使用するなどにより、無漂白製品に近いものを購入するよう努めている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品についても極力再生部品、再生材料製品を購入するよう努めている。 ・再生プラスチック文具を使用。 ・ファイルについて再生材料で作成されたものを使用している。 ・文具について購入の際、エコマーク商品の購入を考慮している。 ・トイレトペーパーは、無漂白製品を使用している。 ・間伐材を使用した木製品、脇机を導入した。 ・集成材を活用した木製机及びチップ材を活用したゴム印の台を使用。そのほかについても、積極的に努力する。 ・トナーカートリッジについては、リサイクルルートの確立しているものを使用。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・文具類については、よくリサイクル製品を使用している。 ・文具について、再生材料から作られたものを購入。 	通商産業省 運輸省 郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・H9年度から本省において以下の文具について再生利用品を使用している。 フラットファイル(A4S) : 牛乳パックからの再生品 シャープペンシル : 食品トレイからの再生品 ボールペン(黒、赤、青) : 食品トレイからの再生品 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品については再生材料使用品を一部購入し使用。 ・コピー機のトナーカートリッジは業者による回収を徹底。 ・鉛筆を購入する際は、産業資材として使用できない小径木で作られたものを選択。(消防庁) 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度より筆記用具等エコマーク、グリーンマーク等のリサイクル商品への切り替えを行っている ・おしぼり、タオル、ふきん、雑巾については無漂白製品を使用。 ・フラットファイルについても再生紙利用製品を購入。 	公正取引委員会 宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する文具等は、調達の際カタログ等により再生材から作られたものを選択している。作業着等は、実績数量0%。 ・間伐材製事務製品等展示会に出席するなどし、利用推進を図っている。 ・初めて使用する原材料からの文具等を調達する場合にも、カタログ等でリサイクル可能なものを選択している。 ・購入する物品について、推奨リストを参考にするなどできる限り再生材料から作られたものを使用するよう努めている。 ・PPC用紙については、すべて無漂白のものとしている。 	会計検査院
(2) 使用段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択	
(7) 環境負荷の少ない燃料の使用	
<ul style="list-style-type: none"> ・暖房用燃料には灯油を使用している。(H9年度実績:76,000L) ・暖房用燃料には灯油を使用している。 ・施設冷暖房ボイラー用燃料を灯油から都市ガスに変更している。 ・庁舎冷暖房機運転燃料については、暖房時は灯油・都市ガスの併用、冷房時は都市ガスを使用している。 	総理府 防衛庁 環境庁 外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房熱源は、天然ガス・灯油を使用。(本省) ・灯油、都市ガスを使用。 ・平成6年度より合同庁舎第5号館において使用しているボイラーの燃料を灯油から都市ガス(LNG)に切り替え、可能な限り環境負荷の小さい燃料を使用するよう努めている。 	大蔵省 文部省 厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ないLNG(都市ガス)を使用。 ・自家発電用備蓄燃料としてはイオウ分の少ない特A重油を使用。 ・都市ガスを燃料としている地域冷暖房会社より熱源を受給。 ・灯油の購入に当たっては、含有硫黄分による汚染防止のため、納入業者から定期的に灯油試験分析表提出させ、品質保持を図っている。 	農林水産省 自治省 宮内庁
(4) 省エネルギー型のOA機器等の導入等	
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等を購入する場合、節電モードを備えた機種を選択するなど省エネを考慮した仕様としている。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・現に使用しているワープロを消費電力の少ないパソコンに計画的に買換えを進めている。 ・コピー機等の新規購入に当たっては、エネルギー消費量のより少ないものを選択している。 ・冷蔵庫の廃棄に当たっては廃家電品適正処理管理票を徴している。 	北海道開発庁

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・新規購入時には、エネルギー消費の少ないものを購入するよう考慮している。(本庁・地方) ・OA機器の廃棄に当たっては、専門業者に処理を委託している。(地方) ・冷蔵庫中のCFCについては、専門業者に処理を委託している。(地方) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・省電力型のパソコンを購入している。 ・OA機器等の購入や更新に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを念頭において比較検討し、選定している。 ・廃棄するOA機器については、廃棄物処理業者に対し適正に処理するよう指導している。 ・廃棄される冷蔵庫中のCFCについて、廃棄物処理業者に対し適正に処理するよう指導している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・機種選定の際には数社のカタログを取り寄せ、価格はもとより、機能、性能、寸法、消費電力、ランニングコスト等を精査比較し決定している。 また、更新や新規購入の際の判断基準とし、優先の条件としている。(仕様書に明記している) ・システムのダウンサイジング化の実施。 ・コピー機については、下取対象物品として更新時の購入業者に引き渡している。その他のOA機器については、都から認可を受けている廃棄物業者に処理を委託している。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機等9品目平均88.6%(エネルギー消費のより少ないもの) ・廃棄される冷蔵庫のCFCについて、下取り電気店が規定どおり回収している。(14台分処理) ・国際エネルギースタートプログラム及び通産省告示のIEEPC-基準に合致したものを調達している。 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器等については、導入(更新を含む。)の際に、省エネ機能が整備された製品を選択(本省) ・OA機器の廃棄は、専門業者に委託。(本省) ・冷蔵庫の廃棄は、専門業者に委託。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器の廃棄の際は、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めた。 ・廃棄される冷蔵庫中のCFCは、専門業者の委託により、適切に処理されるよう努めた。 ・率先実行計画の趣旨を踏まえ、省エネルギー型のOA機器等の導入などをさらに進めた。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月より厚生本省では、クライアント/サーバー型コンピュータシステムの導入を行い、1人1台パソコン体制を実現したが、その仕様において、システムの前提条件として「省電力設計」の指示を行い調達したのをはじめ、パソコン等OA機器の導入に当たっては、性能、価格等に支障のない限り「省電力設計」を指示し調達を行っている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは「省電力管理ユーティリティ」をインストール済みのものを購入。 ・コピー機は「国際エネルギースタートプログラム基準適合機器」を導入。 ・コピー機については、賃貸借契約のためメーカーによる引き取りが確立されている。その他のOA機器等は、産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器については、賃貸借契約がほとんどであり廃棄はしない。 ・冷蔵庫購入の際は古いものを下取り交換するため廃棄はしない。 ・OA機器等の廃棄について、定期的に回収処理。 	通商産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局に配備する情報系共用端末(通信機能パソコン)の調達について、消費電力等環境負荷の少ない機種を選択した。 ・使用済みプリンターカートリッジのリサイクルを実施 ・産業廃棄物となる物品の処分の委託については、委託仕様書において適切な処理によることを明文化している。 	運輸省 郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの購入の際、省電力モードの付いているものを選択。 ・コピー機の借り入れの際、予熱モードの付いているものを選択。 ・OA機器の購入・賃借時によりエネルギー消費の少ないものを選択。(消防庁) 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機等について省エネ型のものを使用。 ・OA機器の廃棄の際は、業者に適正な処理を強く依頼。 ・冷蔵庫の廃棄は電気店に引き取りを依頼。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等を購入する場合、節電モードを備えた機種を選択するなど、省エネを考慮した仕様としている。(国際エネルギースタートプログラムに適合する機種をも含んでいる) ・新規購入及び買い換えに当たっては、カタログ等により省エネタイプのものを選択している。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄する場合は、業者委託を行い、適切に処理を行った。 ・廃棄される冷蔵庫中のCFCについても、業者委託により適切に処理を行った。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・買い換えを行う場合は、エネルギー消費のより少ないものを購入している。 ・廃棄を行う業者には、適切に処理することを条件としている。 	会計検査院

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
(ウ) 節水機器等の導入等	
<ul style="list-style-type: none"> ・同等品においては、省エネ性を確認して購入している。 ・洗濯機、ルームエアコン等を新規に購入する場合は節水型のものを選択するように考慮している。 (本庁・地方) 	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機、ルームエアコン等の廃棄に当たっては、専門業者に処理を委託している。(地方) ・ルームエアコン中のCFCについては専門業者に処理を委託している。(地方) ・洗濯機、ルームエアコン等の買換に当たり、節水型の機種を選択を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済企画庁 法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機については「国の所有する自動車等の交換に関する法律」に基づき、更新時に下取り交換契約を実施している。 ・撤去するルームエアコンの冷媒については、回収・再利用を図るよう指示している。 ・洗濯機の購入に当たっては、節水型の製品を選択。(本省) ・洗濯機及びルームエアコンの廃棄に当たっては、専門業者に処理を委託。(本省) 	<ul style="list-style-type: none"> 外務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄する冷蔵庫、ルームエアコン等は、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めた。 ・廃棄されるルームエアコン中のCFCは、専門業者の委託により適切に処理されるよう努めた。 ・買い換えに当たっては、省エネ、節水型を導入している。 ・廃棄する洗濯機、ルームエアコン等は産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理している。 ・ルームエアコンの冷媒(CFC)は、大気放せせず、回収再利用するよう指導している。 	<ul style="list-style-type: none"> 文部省 農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機、ルームエアコン等については、購入の際古いものは下取り交換するため廃棄はしない。 ・洗濯機、ルームエアコン等を廃棄する際は、業者に適正な処理を強く依頼。 ・廃棄するルームエアコン中のCFCの回収については、廃棄業者に依頼。 ・新規購入及び買換えに当たっては、カタログ等により節水型のものを選択している。 ・廃棄する場合は、業者委託を行い適切に処理を行った。 ・購入の際には、エネルギー効率のよりいいものを購入するよう努めている。 ・洗濯機等を廃棄する場合、廃棄を行う業者には適切に処理することを条件としている。 ・廃棄されるルームエアコン中のCFCについては適切に回収し、再利用されることを、廃棄を行う業者が適切に実施することを条件としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 通商産業省 人事院 宮内庁 会計検査院
(I) 低公害車等の導入等	
<ul style="list-style-type: none"> ・次期交換時において、低公害車、低環境負荷型自動車の導入を検討。 ・現在でも2000CC以下の車種を選定。 ・燃費(10・15モード)を考慮した仕様としている。 ・車両の更新計画を見直し、可能な限り早い時期に低公害車に切り替える方向で検討中である。 (本庁) ・一部の機関において、低公害車を導入する予定である。(地方) 	<ul style="list-style-type: none"> 公害等調整委員会 北海道開発庁 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度は新たに低公害車3台(電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車)を導入した。 (本庁：幹部用車両2台(天然ガス車、ハイブリッド車)・地方：1台(電気自動車)) ・低公害車の導入を計画的に進めている。 ・低公害車の開発状況を踏まえ、低公害車の導入について検討を行った。 ・より環境負荷の少ない車の導入について検討を行った。 ・公用車として使用する車種について、機能、価格等の面で導入が可能な低公害車が販売された場合には、予算措置を含め導入を検討したい。 ・エネルギー消費効率の高い車を2台購入。 ・低公害車については、今後の開発及び普及状況等を調査の上、導入の可能性を検討。(本省) ・車の購入に当たっては、大臣車、次官車等を除き、小型車(2,000cc以下)を選択。(本省) ・平成12年度までに新たに2台導入予定。 ・平成9年度に低公害車(圧縮天然ガス車)を購入し、10年度も1台購入予定であり、11年度予算でも1台要求しているところである。 ・予算・業務実態等を踏まえ、低公害車導入に向けた条件整備を進めつつ、計画的導入を図る。(農林水産技術会議事務局筑波事務所でハイブリッド・バス)を所有。 ・乗用自動車の交換については原則、総排気量2000cc以下の車とするよう努めている。 ・低公害車の導入については、12年度には保有台数の10%を超えるよう計画を策定中。 ・現在、天然ガス車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の3台を導入している 	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁 国土庁 外務省 大蔵省 文部省 厚生省 農林水産省 通商産業省 運輸省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> 平成10年度から3カ年計画で、保有する公用車の10%を低公害車に切り換える。 自動車は、用途・使用実態を踏まえ必要最小限の大きさに配慮している。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> 更新に当たり天然ガス車を1台購入。 低公害車の走行性能、価格、霰が関近傍地における燃料供給施設の設置状況等を踏まえながら検討。(消防庁) 公用車の買換えに当たり、現状より燃費の良いものを選択。(消防庁) 前向きに検討中。 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> 新車の買替えは、下取り車の大きさを越えないものを選択。 低公害車導入については、価格等の問題はあが今後検討していく。 条件が整えば、ハイブリッド車を購入する予定である。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> 使用実態を踏まえ、車の大きさ等を決め、規制に適合した車を選定している。また、目的に応じた車種を使用している。 	公正取引委員会 宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> 保有する公用車の低公害車への切り替えをその条件整備を図りつつ計画的に進め、当該車両の優先的利用を図るよう検討中。 2000cc以下の車を使用している。(一部例外あり) 	会計検査院
(6) その他使用段階での環境負荷の少ない製品、原材料の使用	
<ul style="list-style-type: none"> 塗料等は、可能な限り水溶性のものを使用。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> 塗料等は、水性系にしている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> 塗料等は有機溶剤等の含有率の低いものを使用している。 	会計検査院
(3) その他環境負荷の少ない製品、原材料等の選択	
(7) 環境負荷の少ない製品、原材料の使用	
<ul style="list-style-type: none"> 消費電力の少ない製品を選択している。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> 各メーカーのリサイクル商品を抜粋したカタログを作成し、物品購入の際に利用。 	公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙については、積極的に再生紙を購入している。(本庁) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> 推奨リストを配布し、環境負荷の少ない製品を購入するよう呼びかけている。(地方) 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> 物品等の購入の際は、エコマーク事業認定製品であるか否か等、製品等の仕様を事前に確認している。 	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> 事前にカタログ等入手し確認を行っている。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> 物品の購入に際しては、事前にカタログ等入手し確認を行っている。 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> 物品の購入に際しては、可能な限りフロンガス、塩化ビニール等環境に影響を与える原材料を使用していない製品を指定している。 	(本省)
<ul style="list-style-type: none"> 物品の調達に当たっては、製品等の仕様等の事前確認を行い、環境負荷の少ない製品の購入に努力。 	家電品の省エネ型、エコマーク等の確認を行っている。(国税庁)
<ul style="list-style-type: none"> 家電品の省エネ型、エコマーク等の確認を行っている。(国税庁) 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> 物品調達に当たっては、カタログ等入手し調査を行った。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> 購入製品の仕様等について事前確認をしている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> エコマーク等の確認を行っている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ファイルは再生紙使用で、押さえ板は発熱しても有毒ガスが発生しない樹脂製のものを利用。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> カタログ等により環境負荷の少ない製品等の確認を行った。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> 清掃作業に使用する化学薬品を調達する場合は、担当職員が仕様書を点検し、環境負荷の少ないものを購入している。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> 物品の購入の際、環境負荷の少ない製品とするよう努めている。 	会計検査院
(4) 物品等の調達に係る推奨リストの策定	
<ul style="list-style-type: none"> 推奨リストを参考に物品等を購入する方向で検討中である。 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> 推奨リスト制度の担当機関として制度の充実を図っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> 物品等の調達に当たっては推奨リストを極力参考としている。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> 物品調達推奨リストを省内及び全地方支分部局あてに配布し、リスト製品の利用推奨に努めた。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> 調達の際に参考にし、問題のないものから実施するよう検討。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> 物品購入の際、リストを参考としている 	会計検査院
(4) 環境負荷の削減のための資源利用の節約	
(7) 用紙類の使用量の削減	
<ul style="list-style-type: none"> ミスプリント等の用紙をストックしておき、裏面に印刷を施し、メモ用紙として利用している。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> L A N等の電子メディア整備を図り、ペーパーレス化を推進している。 	公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> 印刷物の発注の際、原稿をF D化することにより、紙の使用量を削減し、校正作業等を簡略化。 	公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> 従来配布していた資料・回覧等は可能な限り庁内L A Nで周知。 	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> 庁内L A Nシステムによるメールの活用により、ペーパーレス化に努めている。 	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> 霰ヶ関W A Nへの加入。 	北海道開発庁

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・各人にコピー機利用磁気カードを配布して用紙の使用枚数を管理し、削減に努力している。(本庁) ・防衛庁内部のLANシステムによりペーパーレス化を促進している。(本庁) ・コピー管理者を置き、削減に努めている。(地方) ・会議等には、可能な限りOHP等を利用し、用紙類の削減に努めている。(地方) ・両面コピーをするように呼びかけている。(地方) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料等は極力両面を使用し、部数を必要最小限に抑えることで使用量の削減を図っている。 ・部内の会議資料は、使用済み用紙(片面)のものを再度利用している。 ・各種報告書はA4サイズに統一している。 ・入手した資料のコピーに当たっては、両面コピーとし、必要部数のみ行う。 ・両面コピーの徹底、ミスコピー用紙の再利用、必要最小限のコピーについて、貼り紙等により周知徹底を図っている。 ・使用済み用紙の裏面はメモ用紙に使うほか、再度プリンター等の印刷に利用している。 ・使用済み封筒は、保存資料入れ、供覧用封筒、所内連絡用等に利用している。 ・業務上の連絡等に庁内LANの活用を徹底し、用紙類の使用削減を図っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・各部局単位でコピー用紙の使用量を把握し、必要に応じて使用実績を通知する等、使用量削減を呼びかけている。 ・印刷発注原稿のFD化による用紙使用量の削減。 ・ペーパーレス化に資するため、パソコンのメール等を極力利用している。 ・大量の供覧用文書等は両面印刷を徹底。 ・使用済み用紙の裏面を使用し、コピー紙使用量の削減。また、未使用部分への印刷の他、伝票等の貼付台紙として利用。 ・霞が関WAN、省内LANをできるだけ利用するよう努めている。 ・会議資料の簡素化、両面コピーの徹底、使用済み用紙の再利用、省内LANの活用によるペーパーレス化等の点を含め、用紙類使用量の削減について、電子掲示板を通じて周知徹底を喚起している。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙(対前年度比 9.2%増)、事務用紙(対前年度比 2.7%減) ・会計書式のA4判化 5件。 ・平成9年1月より霞が関WANに参加。 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・用紙類等の消耗品は、各局に設置した物品供用官単位で年間使用量を把握。(本省) ・節約キャンペーンの一環として電子掲示板への掲載や各課毎に両面コピー奨励のチラシの掲示を行うこと等により、コピー用紙等の削減に努力。(本省) ・電子メール・電子掲示板の利用によるペーパーレス化を積極的に推進。(本省・国税庁) ・書類はA4版で統一 ・節約キャンペーンの一環として使用済み用紙の裏面使用を励行、使用済み封筒の再利用を奨励。(本省) ・「行政情報化推進共通実施計画」等に基づく情報システムの整備を推進。(本省) ・外注印刷物については、国税局、税務署の使用状況、在庫状況に応じて必要最小限の数量を刷成し、用紙類の使用量を増加させないように努力している。(国税庁) ・外注印刷物については、可能な限り両面印刷を行うなど、用紙類の使用量の削減に努力している。(国税庁) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・「文部省行政情報化推進計画」に基づき、電子メディア等の利用による情報システムの整備を進め、一部情報のペーパーレス化を図った。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・一括購入を実施し、年間使用量を把握・管理し、削減に努めている。 ・A4判化の徹底による文書のスリム化などにより、用紙類の使用量の削減に努めている。 ・通知などの書類の両面印刷・コピーに努めている。 ・使用済み用紙の裏面をメモ用紙等として使い有効利用を図っている。 ・会議資料の簡素化、A4判化の徹底による文書のスリム化などにより、用紙類の使用量の削減に努めている。 ・ペーパーレスシステムの確立に向け、厚生省では平成8年12月よりクライアント/サーバー型コンピューターシステムの導入を行い、1人1台パソコン体制を実現した。このシステムにおいて、電子メール、電子掲示板等を活用し、配布書類の削減を図るとともに、文書情報の電子共有を図り、紙資源の節約を実現すべく努力している。 	厚生省

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙、事務用箋、封筒用紙類の削減を図るため必要部数の見直しを行った。 ・在庫状況、使用状況を確認し、必要最小限の払い出し数量としている。 ・会議資料や事務手続きの一層の簡素化について省内申し合わせを行っている。 ・文書、各種報告書類の大きさは、A4に統一している。 ・印刷物のA4化の推進。 ・省内LANへの掲示等、全職員に両面コピーの徹底及び使用済み用紙の再利用の徹底に努める。 ・ミスコピーや不要になった書類は、メモ用紙にしている。 ・省内で配布するものは、使用済み封筒を活用している。 ・「農林水産省行政情報化推進基本計画」（平成7年6月）に基づき、本省、地方農政局等のLANシステムの回線の拡充及びプリンター等の整備を行い、データ・ベースの共用を進め、資料配付を最小限に押さえるペーパーレス化を推進。 ・霞ヶ関WANに参加。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール、電子掲示板等の活用。 ・A判化の徹底 ・霞ヶ関WANの活用。 	運輸省
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内LANシステムの電子メール・掲示板等を利用し、ペーパーレス化を実施。 ・会議資料の簡素化の徹底。（本省） ・可能な限り両面コピーを行うよう徹底。（消防庁） ・印刷された用紙をリサイクル可、不可に分類し、リサイクル可(重要な内容が記されていないもの)の用紙は、メモ用紙として再利用。（消防庁） ・使用済み封筒は、課内回覧物を入れる袋として再利用。（消防庁） ・A4判化の徹底。（消防庁） 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・用紙類の年間使用量については、局別に把握し管理。 ・会議資料、報告書等の規格について部内通知を发出し、事務手続きの簡素化を促進。 ・部内回覧等業務に支障のでない範囲で、両面コピーの徹底に努めている。 ・やむを得ないものを除き、使用済み用紙の裏面利用を使用するよう周知。 ・使用可能なものについて、使用済み封筒を再度利用するよう周知。 ・やむを得ないものを除き、A4判化を徹底。 ・院内LANシステム構築による電子メール等を活用し、ペーパーレス化を推進。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機で25部以上とる場合は、デジタル印刷機で印刷している。（経費の節減） ・ミスプリント等の用紙をストックしておきメモ用紙として利用している。 ・使用済み封筒を8～10回程度再利用している。 ・B5判のコピーを大量にとる場合は、B4判でコピーをとり半分に切断する。 ・デジタルコピーの節約コピー機能。（数枚の原稿を縮小し、1枚の用紙にする機能）を支障のない限り利用し、紙の使用枚数及びコピー回数の削減に努めた。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・用紙類の使用量の削減については、使用するコピー用紙、事務用箋等は使用状況を把握し、OA機器の導入によりペーパーレス化、更に両面コピーの利用拡大、ミスプリントの再利用等で使用量の削減に努めている。 ・作成資料が無駄のないようにしている。 ・両面印刷・両面コピーを積極的に実施している。 ・使用済み用紙の裏面をメモ用紙等に利用させ、使用済み封筒の再利用を積極的に実施している。 ・A4判化の徹底を実施済み。 ・庁内LANの利用を積極的に行い全庁掲示板の使用等によりペーパーレス化を進めている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・削減は促しているが、業務量の増加などがあり、数量の削減はなかなか実現されない状況となっている。 ・コピー機は基本的に両面コピー機能付きのものを配備し、できる限り両面コピーするよう喚起している。 ・使用済み用紙の裏面利用を両面コピー推進の一環として喚起している。 ・使用済み封筒の再利用をできる限り図るよう喚起している。 ・会議用資料等はA4板で統一している。 ・事務連絡等については極力院内LANを使用する等で、ペーパーレス化に努めている。 	会計検査院

具体的取組事例	省庁名
(イ) 公用車の台数見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の運行日誌に基づき、各車両の運行状況を精査している。 ・必要最小限の台数で運用。 	総理府 公害等調整委員会 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ削減可能な車両はない。(本庁) ・使用を廃止する車は、更新時に業者に引き取ってもらっており、廃棄することはない。(本庁) ・使用を廃止する車は、専門業者に処理を委託している。(地方) ・現台数が必要最小限である。 	科学技術庁 環境庁 国土庁
<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の公用車で運行している。 ・使用実態を精査し、公用車台数見直しが可能かどうか検討した。 ・車の廃棄については、ディーラーにおいて適正に処理されている。 ・更新時に下取り交換契約を行っている。 	法務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・使用実態に応じた台数を整備。(本省) ・使用を廃止する車は、廃棄物として処分することなく下取りとして交換契約により処理。(本省) ・現在の公用車の台数は必要最低限の台数である。(国税庁) ・公用車の廃棄する場合は、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めている。 	文部省 農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の台数で運用されている。 ・廃車されるものは、適正に処理するよう業者を指導。 ・低公害車の導入と併せ公用車台数削減計画を策定。 ・廃棄する場合は、産業廃棄物として適正な処理が行われるよう配慮している。 ・廃車(更新)する車について下取り車として適正に処理。 	郵政省 自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・運転日誌により各車両の運行状況を把握。(消防庁) ・公用車台数の見直しは検討中。 ・使用廃止する車は、更新時に下取り交換をしている。 ・使用実態を精査し、不要の1台の削減を図った。 	人事院 宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・使用を廃止する車両は売払い、または有価物として下取りをさせており適正に処理されている。 ・自動車係員の退職者不補充の方針の下、ハイヤーを進めている。 ・廃車については、その都度業者に対して適正に処理を実施するよう指示・指導している。 	会計検査院
(ロ) 製品等の長期使用等	
<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸室に使い捨て飲料容器の回収ボックスを設置している。 ・芳香剤、洗剤の購入に当たっては、詰め替製品を選択している。 ・朱肉は補充液を購入している。 	総理府 警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て飲料の自販機には、その横に回収箱を設置し契約業者により回収し再利用を図っている。 ・机、椅子等の事務用品は修繕に努め、再利用を促進している。 ・缶、ビン、プラスチック類について分別回収を行っている。 ・容器又は包装を利用する場合は、可能な限り再利用やリサイクルを図る。 ・事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品の故障の際には可能な限り修繕に努めている。(本庁・地方) 	北海道開発庁 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え可能な文具等の事務用品を使用するよう努めている。 ・使い捨て飲料容器については、清掃業者が一括回収し、所内施設で処理(空き缶は圧縮)後、回収業者に引き渡している。 ・事務用品、電気製品等修繕可能なものについては、修繕のうえ使用している。 ・分別回収を行っている。 	環境庁 経済企画庁 法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤については、詰め替え可能なものを使用。 ・文具類についても詰め替え又は補充により長期間使用できるものを使用するように努力している。 ・ゴミ分別のため、局内に数個のごみ箱を設置。 ・机、椅子等の事務用品はできる限り修繕するよう心掛けている。 ・製品等の長期使用について努力していく。修理実績(事務用品 269件、電気製品等 369件) 	外務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え可能な洗剤、文具等を極力購入。(本省) ・分別回収ボックス設置場所に張り紙をして職員へ周知徹底。(本省) ・飲料等の購入に当たっては、リターナブル容器等で販売される飲料の購入に努力。(本省) ・使い捨て飲料容器について、適正な回収ルートを設置。(本省) ・使い捨て飲料容器による販売自粛を売店等に要請。(本省) ・修繕可能なものについては、修繕して使用。(本省) ・椅子、ワープロ等について修繕に努めた。 	文部省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の代替と成り得るリターナブル容器（例えば、原形のままりサイクルが可能な瓶）を使用した商品が流通している場合には、使い捨て容器の使用は極力避けるよう売店等を指導しているところである。 ・事務用品及び電気製品等の故障の際には、容易に買い換えをせず、修繕費及び性能の状況を考慮しつつも、修繕などの方法で長期使用を図るように指導している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・物品納入時に使用された段ボール箱を他の物品の保管用として利用する等、再利用を図っている。 ・本省庁舎内の自動販売機から発生する空きビン・空き缶は契約業者が回収・処理。 ・庁舎内の売店等における使い捨て容器による販売の自粛について要請。 ・机等の事務用品及びパソコン等の電気製品の安価な故障は部品交換等により修繕。 ・一部リサイクル文具について実施。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内売店・食堂等における使い捨て容器・食器による販売自粛について、運営機関である共済組合を指導した。 ・修繕により物品使用期間の長期化を図った。（H9年度 135件） ・備品の不具合、故障の際には修理可能なものについては修理し、使用している。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・各事務室に、ごみの分別ボックスを設置。 ・机等の不具合、電気製品の故障の際には、修繕をして長期使用を図っている。 ・郵送の段ボール箱の再利用の徹底。 	自治省 人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品、電気製品は修繕を考慮しながらできる限り修理して再利用を図る。 ・事務用品の調達に当たっては、詰め替え可能なものを選択している。 ・洗剤や文具などは、詰め替え可能なもの、リサイクルしやすい製品を選択している。 ・洗剤及び消毒液は業務用を購入し、小さな容器に詰め替え使用している。 ・麦酒瓶、一升瓶その他再利用できる物品を業者に回収を依頼している。 ・使い捨て飲料容器について、適正な回収ルートを設定している。 ・庁舎内の売店等において、リターナブル容器を使用するものに変更するよう検討している。 ・極力修繕できるものは、修繕等を行い、再利用を図った。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え品が市販されているものは、極力詰め替え品を購入している。 ・飲料等の購入に当たっては、リターナブル容器で販売される飲料等を購入するよう検討中。 ・使い捨て飲料容器について、適正な回収ルートを設定するよう検討中。 ・自動販売機で販売された使い捨て容器は販売業者が概ね回収している。 ・机等の事務用品の不具合等は、できる限り修繕に努めている。 	宮内庁
(5) 環境負荷の少ない形態の販売方法を用いる商品の選択	
(7) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置に当たっては、電力消費の少ない型を選定しており、最小限の台数にとどめている。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱を自動販売機に利用した。 ・自動販売機は必要最小限の台数を設置しており、販売機の変更の際は、エネルギー消費のより少ないものにするよう努めている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内の自動販売機は、すべて省エネタイプの機種を設置。（本省） ・自動販売機の設置台数を年々削減している。また、自動販売機の更新時には夜間等節電が可能な省エネルギー型の機器を導入するよう販売業者を指導しているところである。 ・更新する場合は、随時省エネ型に切り換えるよう指導。 	大蔵省 厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機で省エネタイプがある機種はすべて当該機種を使用。（本省7台中7台） ・自動販売機の消費電力のより少ない機種への変更及び必要最小限の設置（削減）について、運営機関である共済組合を指導した。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機は必要最小限の台数を設置。 ・更新時に省エネタイプの自動販売機を導入することとしている。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機は省エネタイプを設置している。H8、H9年度で機種の変更を行った。 	宮内庁 会計検査院
(4) 購入時の過剰包装の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り無包装のものを購入している。 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・関係業者に対し不必要な包装は行わないように周知した。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・購入に際し、包装の簡素化について業者に対し指示している。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装の見直しについて、納入業者に対する指導を徹底。（本省） 	大蔵省

具体的取組事例	省庁名
・物品の種類により、納入時における包装の簡略化を図った。	農林水産省
・フロッピーディスクの購入に当たっては、簡易包装を指定した。	
・納入物品の包装の簡素化に配慮。	郵政省
・簡易包装で商品等を受け取るようにしている。	人事院
・購入に当たっては、過剰包装をさけるよう業者へ呼びかける。	公正取引委員会
・購入時の過剰包装の見直しについて、検討中である。	会計検査院

2 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
(1) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の整備	
(7) 適切な汚染物質処理施設等の設置等	
・昨年度は、庁舎講堂のアスベストを撤去し、引き続き、今年度から来年度にかけて庁舎階段天井のアスベストの撤去を行う予定。	総理府
・法律に基づき、ばい煙発生施設等から生じる汚染物質の削減に努力している。(本庁)	防衛庁
・現在、非常用発電機のみが重油を燃料として使用している。(本庁)	
・燃料設備の燃料について、都市ガスに切替済みである。	環境庁
・試験研究機関の有害物質の使用に当たり、従来より排水処理施設及び排気処理装置(フィルター処理)により処理している。	
・大型シュレッダーを導入し、焼却炉の利用を大幅に減じた。	外務省
・ボイラー、発電機など環境負荷のより小さい燃料が使用可能とした。	
・庁舎建築物内のアスベストは撤去済み。	大蔵省
・冷暖房熱源は、天然ガス・灯油を使用。(本省)	
・アスベストが使用されている建物については、改修の要請中。(国税庁)	文部省
・本省直轄工事において、汚染物質の排出削減のためガス焚ボイラを採用。	
・燃焼設備には、灯油、都市ガスを使用。	厚生省
・建築物中のアスベストについては、撤去済み。	
・合同庁舎第5号館において使用しているボイラーの燃料を灯油から都市ガス(LNG)に切り替え、可能な限り環境負荷の小さい燃料を使用するよう努めている。	農林水産省
・本省の燃料施設の浴室等簡易ボイラーの燃料は都市ガス。(6台)	
・本省の自家発電機(3台)用備蓄燃料としては、イオウ分の少ない特A重油を使用。(触媒取付済み)	建設省
・庁舎建築物内のアスベストはすべて撤去済み。	
・冷暖房の熱源には、より環境負荷の少ない燃料を使用。	自治省
・都市ガスや灯油を燃料とする設備に更新完了。	
・建築物内のアスベストは撤去済み。	宮内庁
・各種試験・実験を実施するに当たり、排煙処理装置及び水再生装置により適正に処理を行った。(消防研究所)	
・更新時には、LNG(都市ガス)等に変更。	
(4) 省エネルギー・省資源の推進	
・新庁舎において、一部の施設で断熱性構造の窓ガラス等を整備。(本庁)	防衛庁
・新庁舎において、高効率照明機器による構造を進めるとともに導入可能な省エネ設備の導入についても検討を進めている。(本庁)	
・新庁舎において、導入可能な施設においてエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を検討。(本庁)	
・コンクリート舗装撤去材であるコンクリート塊を再生砕石として再利用している。	
・スラグを埋設管の埋戻し材として使用している。(本庁)	
・太陽光利用等の自然エネルギーの活用について、一部の機関で試行的に実施している。(地方)	
・廃熱等の未利用エネルギーの利用について、一部の機関で調査研究を実施している。(地方)	

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・一部施設ではソーラー発電を導入し、省エネを図っている。 ・エコマイザー（廃熱回収装置）を設置し、ボイラーの廃熱によりボイラー用給水を加熱し、ボイラーの効率の向上を図っている。 ・窓ガラス等一部において遮光フィルム等で断熱を図っている。 ・省エネルギー型の照明機器を導入しているが、引き続き整備に努めている。 ・エコロジーキャンプ施設で、間伐材を使用した。 ・試験研究機関において、特別高圧季節別時間帯別料金制度を採用している。 ・施設建設に当たっての配慮事項 <ul style="list-style-type: none"> * 透水性舗装による地下水保全 * 省エネルギー型の建築構造（高断熱化、自然採光、自然通風、廃熱による床加温） * 自然エネルギーの利用（太陽熱温水、太陽光発電） * 地形改変・伐採の最小限化、周囲の樹高以下の高さに抑え景観の保全に配慮 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーシステムを利用している。 ・外壁等に断熱材を入れ、建物の断熱性の向上を図る。 ・蓄熱方式の空調設備により、空調熱負荷を平準化し、熱源機器、電源設備等の小型化、使用エネルギーの低減を図る。 ・設計基準に省エネルギーに対する配慮、建設副産物の発生量の抑制及び再資源の利用促進に対する配慮を盛り込んでいる。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型の照明器具の設置。 ・エレベーターの運転の高度制御について、改修済み。（本省） ・省エネルギー型照明機器に取り替え。（本省・国税庁） ・建設材料については、コンクリート塊等を可能な限り使用。（本省） ・深夜電力利用実施済み（九段） 	外務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・スチール建具からアルミ建具への改修工事を行った。 ・本省直轄工事において、断熱性向上のため、複層ガラスを採用。 ・本省直轄工事において、消費電力を抑えるため、Hf型照明器具（高周波点灯型専用蛍光灯）、人感センサーによる自動点滅照明設備、昼光連動照明制御システム及びエレベーター設備にインバーター制御・省エネルギー運転管理システム（ファジイ理論応用群管理方式）を採用。 ・本省直轄工事において、コージェネレーションシステムを採用。 ・本省直轄工事において、広場等の路盤材に再生砕石を採用。 ・本省直轄工事において、蓄熱システムを採用。 ・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 <ul style="list-style-type: none"> * インバーター機器などの省エネルギー型機器 * 消費電力を抑えるHf型照明機器（高周波点灯型専用蛍光灯） * 人感センサーによる自動点滅照明設備 * コージェネレーションシステム * 太陽光発電装置 * 蓄熱式空調システム * コンクリート二次製品の再利用 * 再生骨材 * コンクリート塊等の再生資源化 * 熱線反射ガラス 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・従前より、排気の際に廃熱を取り込み、合同庁舎第5号館の冷暖房設備に再利用している。 ・合同庁舎第5号館に設置しているボイラーの蒸気を周辺の他の庁舎に供給し、地域における冷暖房の一体化、効率化を図っている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・室温をブロック単位で制御するとともに自動制御の方式に変更。 ・太陽光利用等による自然エネルギーの活用及び廃熱等未利用エネルギーの利用促進を検討。 ・地域冷暖房等の事業には参加済（本省5号館の熱源供給） ・本省庁舎のブラインドの設置及び一部窓ガラスに遮光フィルムを使用し、冷暖房効率の向上を図っている。 ・現在使用している蛍光灯器具のランプは、すべて省エネタイプを使用。 ・エレベーターの運転に当たっては、効率的運行と群管理方式の採用。 	農林水産省

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムを郵便局に導入した。 ・本省直轄工事において蓄熱式空調システムを採用。 ・本省直轄工事において全熱交換器を採用。 ・本省直轄工事において省エネを考慮した空調システムを採用。 ・本省直轄工事において地域冷暖房事業へ参加する施設を工事発注。 ・本省庁舎模様替え工事においてHf型照明器具を採用。 ・エレベーターの更改に当たって、省エネ型へ要改し、効率的運用方式である群管理方式を採用（本省庁舎）。 ・既建築物の高断熱化（外断熱）を進めている。 ・建築設備設計基準に太陽光発電装置、太陽熱給湯システムを追加。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・二重サッシを採用し、断熱性を向上させた。（参議院麹町宿舎） ・複層ガラスを採用し、日射熱の軽減と断熱性を向上させた（新合同庁舎第2号館） ・Hf型照明器具、変风量ユニット等の省エネ機器を積極的に採用。 	建設省
<ul style="list-style-type: none"> ・外装サッシガラスにペアガラス使用 8.3m² ・再生路盤材を仮復旧路盤に使用。 	宮内庁
(ウ) 水利用の合理化等	
<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎において、排水再利用施設の設置を計画している。（本庁） ・新庁舎において、一部の施設で感知式の洗浄弁・自動水栓を設置している。（本庁） ・透水弁の設置を推進している。（地方） ・排水を中水処理し、再利用している。プール、浴場に水循環装置を設置している。（地方） 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・感知式の洗浄弁・自動水栓を全てのトイレに設置している。 ・富士山富士宮口5合目に上水を利用し、かつ、雨水を利用できるトイレを設置した。 ・雨水は一部防火用水及び冷温水ポンプの冷却水に使用している。 ・研究施設の排水を浄化して、ボイラー給水及び冷却塔の給水の一部利用している。 ・集団施設地区内で合併処理浄化槽の整備。 ・トイレに感知式自動洗浄装置を導入している。 	科学技術庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎第6号館には、雨水利用設備、排水再利用設備が設置されており、平成9年度における利用量は、雨水約1,500m³、再利用水約34,000m³であった。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・小便器については、感知式の自動洗浄方式を採用している。 ・舗装面は、透水性舗装及び浸透弁を設置。（本省） ・中水道設備を整備済。（本省） ・自動洗浄弁取り付け済み。流量も節水コマ取り付けにより調整済み。（本省） ・改修工事に併せて男子小便器に節水装置を設置している。（国税庁） 	外務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、建物周りの雨水排水に浸透桧及び浸透管を採用。 ・本省直轄工事において、建物内の雑排水等を再生処理を行い便所の洗浄水として再利用するため、中水処理施設を採用。 ・本省直轄工事において、節水コマ、自動感知式小便器用洗浄弁、洗面器用自動感知式水栓を採用。 ・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 <ul style="list-style-type: none"> * 小便器等の自動洗浄設備 * 雨水等利用設備 * 雨水の地下浸透施設 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・従前より、中水道設備を設置し、排水の再利用を図るとともに、周辺の他の庁舎との間においても排水の受け入れ、中水の供給を実施し、地域的な視点に立った水利用の合理化を図っている。 ・感知式の洗浄弁を全館に、自動水栓を一部トイレに設置し、水の有効利用を図っている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の利用について検討中。 ・本省男子小便器については、感知式洗浄弁を設置済。 ・本省すべての洗面台に、感知式自動水栓を設置済み。 ・トイレの大小便器の水栓調節により、節水を図った。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において雨水利用システムを採用。 ・男子トイレに感知式洗浄弁を設置している（本省庁舎）。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・新合同庁舎第2号館で、雨水利用システムを採用。 ・小便器、洗面器等に感知式の弁を設置した。 	建設省
<ul style="list-style-type: none"> ・浸透桧 1.9基 浸透トレンチ 1.97mを設置。 ・感知式洗浄弁 5基 自動水栓 7基を設置。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・感知式洗浄弁は男子トイレに設置。 	会計検査院

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
(I) 敷地等の自然環境の保全等	
<ul style="list-style-type: none"> ・緑化維持管理業務を業者に委託し適切な維持管理を行った。 ・建築物の新増設に当たっては、敷地内の自然環境の保全を図るよう努めている。 ・集団施設地区内の圃地整備で緑化を実施した。 ・樹木、芝等植栽を施し、緑化を図っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の可能な場所には緑地を設置済。また、可能な限り植栽を実施しており、その保全についても専門業者に委託。（本省） 	外務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・四半期毎に剪定、除草を行った。 ・本省直轄工事において、植栽を採用。 ・本省直轄工事において、屋上緑化を採用。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・従前より植栽地の手入れ（高木、中木等の剪定、施肥、消毒、除草、灌水、清掃）を計画的に実施し、合同庁舎敷地における自然環境の保全に努めている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎前の整備を行い、植栽を実施した。 ・郵便局の建設において、敷地内緑化を行っている。 ・「ふるさとの森」（地域の風土にあった植樹で、手をかけずに自然の力により育つ緑化方法）の仕様を定めた。また、実施も行った。 	農林水産省 郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・建物屋上の緑化を図った。（参議院麹町宿舍） ・芝生を植えたり緑化に努めている。 	建設省 会計検査院
(イ) 環境負荷の少ない施工作業の実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・建設省「建設工事共通仕様書」に基づき実施している。 ・出入車両の排ガス、騒音、振動等の抑制について個々の事案に応じて依頼している。 ・建設廃棄物等の適正処理を契約条項に記載している。 	総理府
<ul style="list-style-type: none"> ・型枠については、環境負荷の少ないものとするよう請負業者を指導。（本省） ・請負業者に対し、車両の排ガス、騒音、振動等の抑制に努めるよう指導。（本省） ・（建設廃棄物の適正処理に関して）産業廃棄物受入者の証明書の提出により確認。（本省） 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、工事に使用される建設機械について低騒音型及び低振動型を採用。 ・本省直轄工事において、取り壊しに伴い発生するアスファルト塊のリサイクルを指定。 ・本省直轄工事において、関係法令に従い、廃棄物の処理について管理票（マニフェスト）にて確認。 ・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> * 水性塗料、水性吹付け材料 * ノンフロン化対応断熱材 * 再生骨材 * 節水コマ * 全熱交換器 * 金属製型枠 * 排出ガス対策型、低騒音・低振動型施工機械 * 発生土、発生コンクリート塊の再生処理 	
<ul style="list-style-type: none"> ・出入車両の騒音、振動の抑制に努めるよう業者に指示。 ・（建設廃棄物の適正処理に関して）産業廃棄物マニフェストにて確認している。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装材の廃材は、再使用可能な処理方法となるよう施工者に指導 ・廃棄物が発生する工事においては、請負者にマニフェスト伝票を出させている。 	宮内庁 会計検査院
(カ) その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新設、更新に当たっては、環境及び人体に対する安全性に優れている新ガス（HFC-23）消火設備を使用する予定。 ・空調設備を既にCFCを使用しない吸収式冷凍機に更新している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・機械室等数カ所にハロン消火設備を使用している以外は、ハロン消火設備は使用していない。 ・消火設備の新設に当たっては、新ガス消火設備（ハロン代替消火設備）を導入。（本省） ・ハロン消火設備が不要となった場合は、関係機関を活用し、再利用を実施。（本省） ・フロン134aの設備に更新済（空調設備）。（本省） 	法務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、窒素系不活性ガス消火設備を採用 ・本省直轄工事において、空気調和設備の熱源機器に吸収式冷温水発生機を採用。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎全体の空調については、庁舎の営繕計画に基づいて適切に使用されている。 ・厨房の冷凍設備等のCFCは適切に回収し、再利用されている。 ・CFCを使用しない冷凍機に更新済。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージ型空調機の撤去に当たっては冷媒（CFC）の回収・再生を行っている。（H9本省8台実施） ・本省直轄工事において、空気調和設備の熱源機器にガス焚き式吸収式冷温水発生機を採用。 ・本省直轄工事において、窒素ガス消火設備を採用。 	農林水産省 郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事において、ハロン消火設備を窒素ガス消火設備に変更（本省庁舎）。 	

具体的取組事例	省庁名
(2) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理及びその周辺の自然環境の保全	
(7) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・ハロン消火設備は使用していない。(電算室) 	労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・ハロン消火設備を設計基準から削除し使用しないこととしている。 	建設省
<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備にCFCを使用するものは採用しない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・CFCの使用を廃止する場合は、適切に回収し、再生工場にて処理をする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・排水再利用設備及び緑地等については、保守等の委託契約を締結し、日常の徹底を図っている。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎食堂厨房からの排水に対し、除害設備を設置している。 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・管理の徹底を図るため専門業者に委託。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・従前より中水道設備を設置し、排水の再利用を図るとともに、周辺の他庁舎との間においても排水の受け入れ、中水の供給を実施し、地域的な視点に立った水利用の合理化を図っている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍設備等のCFCの適切な回収を図り、再利用を図っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージ型空調機の撤去に当たっては冷媒(CFC)の回収・再生を行っている。(H9本省8台実施) 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・汚物処理施設、植栽の保守点検は定期的に実施している。 	会計検査院
(4) 緑化等の環境整備と周辺の自然環境の保全の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内、窓辺、屋上、敷地等の緑化について定期的に手入れを行っている。 	総理府
<ul style="list-style-type: none"> ・植え込み等の適切な維持管理を実施している。(本庁) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・側溝等の定期的な清掃を実施し、美観の保持を図っている。(本庁) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・緑化維持管理業務を業者に委託し、適切な維持管理を行っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・美観の保持、生態系の保全に努めている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎第6号館敷地内には、約8,000m²の植え込みと約500本の高木が植栽されており、業務委託によりその管理を行っている。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の清掃については、委託契約を締結し、美観の保持に努めている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を図るため、専門業者に委託。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・落葉等は維持管理を受託した業者が回収。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・除草、刈り込み、剪定等を計画的に実施し、適切な維持管理を図った。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・玄関周り、庁舎外回り、庁舎中庭等について清掃作業対象とし、美観の保持に努めた。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の植栽目的や機能を十分発揮できるように、剪定、施肥、消毒、除草、灌水、清掃を年間を通して計画的に行うとともに、雑草処理については農薬の使用を避け、人力による除草を行うなど、周辺の自然環境の保全に配慮した環境整備を実施している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省正面玄関の改修に加え、周辺の植栽も整備。現在植栽されている緑地等については、手入れを行っている。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑地、歩道及び側溝の管理を適切に実施。 	通商産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上樹木剪定を実施 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・所管地内で発生した伐採木・枝等はチップ化し、落葉と共に堆肥化したり、歩道に敷き込む等の取組を昨年度に引き続き実施した。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に樹木の維持管理を実施している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に清掃を実施している。 	会計検査院
(9) 地域づくりにおける健全で恵み豊かな環境の確保への貢献	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観保全等に配慮している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の建築物にあっては、景観保全、歴史的環境への配慮を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観保全に配慮した本省庁舎前の整備を実施。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・広く緑化の啓蒙につなげるため、郵便局の新築時に地域住民と「植樹祭」を行った。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・沿道緑化として接道部分に植樹帯を設置。(幅1m×81m) 	宮内庁

3 その他行政事務に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
(1) 環境負荷削減のための資源・エネルギー利用の節約	
(7) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等	
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等を購入する場合、節電モードを備えた機種を選択するなど、省エネを考慮した仕様としている。 ・省エネルギー型の蛍光灯を購入している。 ・昼休みの消灯、O A機器の消灯を励行。 ・事務室内、廊下等、照明の必要性が少ない場所の蛍光灯について、適当な間引きを行っている。 ・O A機器の新規購入時には、エネルギー消費量の少ないものを購入するよう努めている。(本庁) ・事務室等の空調の適温化について、定期的に巡回して室温を確認し、風量等の調整により適温化を図っている。(本庁) ・エネルギー供給施設の各計器類を定期的に確認し、負荷に応じた適正運転を行っている。(本庁) ・ポスター等により、階段を利用するよう励行している。(本庁) ・照明機器の修理時には、安定期及び蛍光管は省エネ型を使用している。(本庁) ・昼休みの消灯を実行するよう呼びかけている。(本庁・地方) ・定時退庁日には放送を流し、周知徹底を図っている。極力、水曜日の午後5時以降には会議を開催しないように努めている。(本庁) ・回覧を回し、適温化を徹底している。(地方) 	<p>警察庁</p> <p>公害等調整委員会 北海道開発庁 防衛庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機については、待機時に自動的に消費電力を落とすなど、推奨リスト等を踏まえた省エネルギー対策の施された製品を利用している。 ・エネルギー供給設備において、負荷の変動と合わせ、自動制御により、冷凍機ポンプ、ボイラー等の台数制御を行い適正な運転管理を行っている。 ・事務室内の空調の適温化を徹底するよう空調設備の適正運転を図っている。 ・昼休み時間の執務室内の消灯を励行している。 ・照明の必要性が低い箇所の蛍光灯は取り外し、必要最小限の照明を確保している。 ・一部に省エネルギー型の蛍光灯を導入している。廊下等については、日中の消灯や間引き照明を行っている。 ・タクシー利用時には相乗りを励行している。 ・夏期休暇取得に合わせ、連続休暇取得に努めている。 	<p>環境庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、直近階への移動の際の階段利用を励行した。 ・全省一斉定時退庁日(水曜日)の他に毎週金曜日及び俸給等の支給日を定時退庁日として設け、水曜日には庁内放送により周知徹底と定時退庁の促進を図るとともに、午後5時以降の会議は行わないように指導した。 ・夏期等有給休暇の計画的消化を一層徹底するとともに、業務の見直しを行い、超過勤務の縮減に努めた。 	<p>国土庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・機種選定の際には、数社のカタログを取り寄せ、価格はもとより、機能、性能、寸法、消費電力、ランニングコスト等を精査比較し、決定している。 ・空調自動制御装置により、事務室等の適温化が図られるよう、空調設備の運転管理を行っている。 ・昼休み時において蛍光灯の使用を半減させるなどのスイッチ管理を行っている。 ・インバーター制御方式(調光)使用予定。 ・省エネルギー型の蛍光灯を使用することにより、エネルギー使用量の抑制に努めている。 ・水曜日には職員の一斉定時退庁を促し節電を図るとともに、福利厚生の上向上に努めている。 ・定時退庁の一層の徹底を図るために「全省庁一斉定時退庁日定時に帰りましょう」と題したプレートを受け付けカウンターに提示している。 ・夏期期間においては年次休暇使用計画表を作成させ、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。特に一週間以上の連続休暇を取得するよう文書により徹底した。 ・昼休み時には事務室内を消灯し、節電に努めている。 	<p>法務省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・O A機器等については、導入(更新を含む)の際に省エネ機能が整備された製品を選択。(本省) ・空調設備の適正運転により適温化を徹底。エネルギー供給設備の適正な運転管理を徹底。(本省) ・利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を積極的実施。(本省) ・節約キャンペーンの一環としてポスターの掲示により階段利用を奨励。(本省) ・省エネルギー型の照明機器に取り替え済み。(本省) ・「水曜日の定時退庁」は、館内放送、ポスター掲示により一層の徹底を図った。(本省) ・「時短」「有給休暇の計画的消化」についてポスターを掲示し、一層の徹底を図った。(本省) 	<p>大蔵省</p>

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等OA機器の導入に当たっては、性能、価格等に支障のない限り「省電力設計」を指示し調達を行っている。 ・合同庁舎における冷暖房の温度設定は、省エネルギー・省資源対策推進会議の決定（冷房28、暖房20）に沿って実施している。 ・廊下等の共用部分、オフィスにおいても昼休み消灯などの抑制に努めている。 ・職員の年次休暇の消化については、月に1日は取得するように呼びかけるとともに定時退庁を設け、夜間残業の削減に努めている。 ・照明については、明暗を検知し、蛍光灯の一部を自動的に発停する装置を設置している。さらに、廊下等の共用部分において一部の蛍光灯を消灯し、抑制に努めている 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは「省電力管理ユーティリティソフト」をインストール済みのものを購入。 ・事務室等の空調は冷房は28度、暖房は19度に設定。（7月1日～8月31日の夏期期間は、執務室内での軽装を励行） ・エネルギー供給施設は、地域熱源方式に改修し、機器についてもより効率のよいものを採用。 ・エレベーターは、登庁時間以外間引き運転を実施。また、直近階への移動の際は階段利用を要請。 ・本省庁において、プログラム制御により事務室の斉消灯。（昼休み、夜間） ・現在使用している蛍光灯器具のランプは、すべて省エネタイプを使用。 ・定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日及び金曜日に1日4回（15時、17時50分、20時、22時）省内放送を行うとともに、各局庁においては担当者が勤務時間終了後、各課を巡回し、定時退庁を促進。 ・夜間残業を削減するための超過勤務縮減については、庶務課長会議で申し合わせを行うとともに各局庁の庶務担当を通じて全職員に指導。 ・有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図るため、毎年4月の庶務課長会議で「年次有給休暇の計画的使用について」の申し合わせを行うとともに、年次休暇の使用計画表を作成・活用し、計画的消化を促進。また、6月には夏期休暇と年次休暇の使用を促すピラを作成し、全職員に配布。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・各階廊下の照明を1つおきに点灯。昼休み及び勤務時間後不要な照明の消灯を省内放送で職員へ周知。 	運輸省
<ul style="list-style-type: none"> ・水曜日、金曜日に定時退庁の励行を促す放送の実施。 ・郵便局に配備する情報系共用端末（通信機能付パソコン）の調達について、消費電力等環境負荷の少ない機種を優先した。 ・空調の適温化を図った。 ・冬期においては、OA機器等による発熱があり、上層階においては暖房が不要となっているため、暖房階数の削減を図った。 ・日昼、8台中2台のエレベーターを停止。 ・全省庁一斉定時退庁日（水曜）及び郵政省の定時退庁日（金曜）に庁内放送で早期退庁を促進。 ・職員の記念日等における連続休暇の取得を促進するなど、有給休暇の計画的消化を徹底。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン・コピー機の更新の際、省エネルギー型の機器を選択。 ・蛍光灯は省エネルギー型を購入。 ・水曜日に定時退庁を促す庁内放送を実施。 ・年次休暇等の計画的消化の促進について文書通知により周知。 ・パソコン等、OA機器の未使用時には、こまめに電源を切るように徹底。（消防庁） ・エレベーターロビーの照明の間引きによる節電。 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機等について省エネ型のものを使用。 ・蛍光灯は省エネ型のものを使用。 ・定時退庁日の残業は業務に支障のでない限り行わないよう周知。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・事務室の空調は日々の気温により調整している。 ・会議室等において不要時の消灯を実施。 ・毎週水曜日に定時退庁を促す放送を実施。 ・年次休暇の計画的使用の促進について文書等により職員の周知。 ・直近階への移動の際には、階段の利用を奨励している。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・新規購入及び更新に当たっては、カタログ等により省エネタイプのものを選択している。 ・職員に対し直近階への階段利用の徹底及びエレベーターの間引き運転を実施。 ・省エネルギー型の蛍光灯への切り替え。1772灯 ・定時退庁日における庁内一斉放送の実施により職員の意識を高めている。 ・年次休暇等の計画的使用について文書等で職員に周知させている。 	宮内庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・買い換えを行う場合は、エネルギー効率のよいものを購入するよう努めている。 ・空調設備の運転状況は監視している。 ・職員に対する近階への移動の際の階段利用の推奨を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進めるよう検討中。 ・蛍光灯の取り替えの際には省エネタイプのものを使用している。 	会計検査院
(イ) 庁舎における節水等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、女子トイレに流水音発生器を25カ所設置した。 ・トイレの手洗いを自動水洗化した(46カ所)。男子トイレの小便器に自動感知式フラッシュバルブを設置した(43カ所)。 	総理府
<ul style="list-style-type: none"> ・女子トイレには、流水音発生器を設置している。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・一部節水装置の設置による節水。 	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> ・節水コマを設置し、必要最小限の水圧に努めている。(本庁) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・一部の男子トイレにおいて、水洗タンクの元栓で止め、節水を図っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・流水音発生器を一部のトイレに設置している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・節水コマを洗面所に設置し、水道水圧を低めに設定し節水を図っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洗浄水は排水再利用水を使用し、植え込みの灌水は雨水を利用する等して節水に努めている。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・洗面所等には節水コマを取り付けている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの洗面用水栓について、元バルブで調整し、節水を図っている。 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・節水コマ取付済み。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・摩耗等したコマは随時取り替えを行い、節水に努力。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・男子小便器には節水装置を設置し節水を図っている。(国税局) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・女子トイレには、流水音発生器を設置している。(国税局) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・節水コマについては設置済みであり、また、水栓の調節による水圧の調整についても適宜実施している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省庁舎トイレにおいて、フラッシュバルブ取替時に節水型を取付。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・流水音発生器は本省庁舎女性用トイレには、すべて設置済み。(155カ所) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・節水コマを取り替え時に取り付けるとともに、水栓の水道水圧を低めに設定。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・女子トイレに流水音発生器を設置。 	運輸省
<ul style="list-style-type: none"> ・水の再生設備(中水設備)により、トイレ洗浄用水に上水は使用していない。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・節水コマの取付は、平成8年度に完了し、水栓で水道圧の調整を実施した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を実施中。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・水栓には必要に応じて節水コマを取付、水道水圧を低めに設定。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を検討中である。 	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> ・水道水圧を低めに設定している。 	
(ウ) 公用車等の利用合理化等	
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの利用については、相乗りを奨励している。 	総理府
<ul style="list-style-type: none"> ・運転日報の提出により、各車両の運行状況を把握。 	公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの利用については、同一方向の相乗りを奨励。 	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> ・日報により燃料使用量等を把握している。(本庁) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止につい、事務連絡により周知徹底を図っている。(本庁) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給設備を機会あるごとに見回りを行い、注意している。(地方) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎のため当庁では管理を行っていないが、管理省において事務室内の空調の適温化を図っている。 	経済企画庁
<ul style="list-style-type: none"> ・CNG車等について走行距離、燃料使用量について調査し、今後の運行の参考としている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・走行距離、燃費、給油量を把握している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等、運転担当者に指導している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップに関し、ポスターの掲示による来所者への呼びかけを行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・走行前の車両整備を実施している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の利用に当たっては、可能な限り相乗りを行うよう指導している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券の使用は、国会等深夜に及ぶ業務で、公共の交通機関が利用できなくなった場合に限り使用している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・モデル実験を踏まえ霞ヶ関周辺地域での共用自転車の本格的導入を検討している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・一部機関において、自転車を購入しており、短距離区間において使用している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設公開時等、来所者に対して公共輸送機関を利用するようPRしている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・室内に温度計を設置し、空調の適温化に心掛けている。 	

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・車1台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど、燃料使用量の調査をきめ細かく行った。 ・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転方法を運転担当者に徹底した。 ・タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備の励行を図った。 ・職員に対し、相乗りの奨励等公用車の利用の効率化を図った。 ・共用自転車導入の可能性についてのモデル実験に参加した。 ・来庁者に対しても自動車利用の抑制や効率化を呼びかけた。 	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> ・各車両ごとに運行日誌を作成し毎日提出させることにより走行距離、燃料使用量を把握している。 ・法定点検をはじめ、運転前後の点検を徹底している。 ・タクシー券の管理を一元化するとともに、相乗り実施による利用の抑制に努めた。 ・タクシー券を使用する職員に対し、業務内容、行き先等を確認し、合理的な使用を呼びかけている。 ・自転車を2台購入しており（公安庁）、霞ヶ関周辺の移動については公用車の利用を控え自転車による移動を呼びかけている。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・車や燃料設備の走行距離、燃料使用量の把握を励行（1ヶ月ごとに記録） ・タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備は、6ヶ月に1回の定期点検の他に必要に応じ随時整備を行っている。 ・配車の取扱い基準に従い、公共交通機関の回数券による利用又は相乗りの奨励を図っている。 ・自転車の導入について検討中。 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・車一台や燃料設備ごとの走行距離・燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく実施。（本省） ・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転方法を運転担当者に徹底。（本省） ・タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備を徹底。（本省） ・マイクロバス等を運行し、相乗りを徹底する等公用車の効率的な利用を実施。（本省） ・タクシー券については、年度始めに各局単位で使用枚数枠を設定して削減を要請し、使用状況の把握を適宜行うと共に、使用に際しては極力相乗りするよう指導。（本省） ・共用自転車導入の可能性についてのモデル実験に参加した。（本省） ・空調設備の適正運転により適温化を徹底。（本省） 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・車1台ごとの走行距離、燃費等きめ細かな調査を行っている。 ・公用車の整備を定期的に行っている。 ・相乗りはもちろん公共交通機関を利用できる場所は、公用車を使わないように努めている。 ・合同庁舎における冷暖房の温度設定は、省エネルギー・省資源対策推進会議の決定（冷房28度、暖房20度）に沿って実施している。また、照明については、明暗を検知し、蛍光灯の一部を自動的に発停する装置を設置している。さらに、廊下等の共用部分において一部蛍光灯を消灯し、抑制に努めている。 ・以上のように合同庁舎におけるエネルギー使用量の抑制を図り、省資源・省エネルギーに努めている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・燃料使用量の調査は、運行日誌等を通じて実施済み。 ・環境に配慮した運転方法を運転担当者に一層徹底することについては、日頃から実施済み。 ・自動車の整備は、法定点検及び始業点検で実施済み。 ・公用車の利用の効率化を図るため、本省庁において勤務時間中の集中管理方式を実施。 ・タクシー利用の抑制に関して、深夜の残業を最小限に抑える等節減の徹底を図るとともに、やむを得ない場合、使用基準により適切な管理の一層の徹底を実施。（交通機関終了後の相乗りの励行） ・自転車の導入について、本省庁において、現在、本格実施に向け検討中。 ・事務室等の空調は冷房28度、暖房は19度に設定。 ・エネルギー供給施設は地域熱源方式に改修し、機器についてもより効率のよいものを採用。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・以前から各車別に日々走行キロ、燃料補充の記録を取っている。 ・タイヤ空気圧調整等の整備は、朝夕に必ず実施。 	通商産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・運転日報の作成 	運輸省
<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務において、走行距離等を日毎に集計し燃料使用量の把握を行った。 ・不要なアイドリングの中止等、ミーティングを通じて周知徹底した。 ・定期的に官用車の整備を行った。 ・日常の配車業務において、相乗りを奨励した ・深夜帰宅、来客送迎等、タクシー利用事由を制限し、タクシー利用を抑制した。 ・共用自転車導入の可能性についてのモデル実験に参加した。 ・空調の適温化を図った。 ・冬期においては、OA機器等による発熱があり、上層階においては暖房が不要となっているため、暖房階数の削減を行った。 	郵政省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> 待機中のエンジン停止、不要なアイドルングの中止を運転担当者に対し徹底。 タイヤ空気圧調整等について法定点検等で実施。 タクシー券の適切な管理を徹底し、タクシー券の使用を抑制し、相乗りの奨励等タクシー利用の効率化を促進。 折りたたみ自転車を利用。(消防庁) 運転日報の提出を義務付けている。 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> 自動車管理簿の作成により、走行距離、燃費等を把握し燃料使用量の調査をきめ細かく実施。 地下鉄が利用できる用務先については、メトロカードを貸与し、公用車の利用を抑制する。 タクシー券の使用については、一定の基準を定め適切な管理を行う。 	内閣法制局 公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> 車1台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等の把握、燃料使用量の調査の実施。 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドルングの中止等を運転担当者に徹底。 車を使用する前には、必ず始業点検を行い、タイヤ空気圧の調整を行っている。また、定期的に車の整備を実行している。 運転担当者が調整し、相乗りに努めている。また、複数が乗車できる車両を導入し計画的に運行している。 タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制している。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> 運転日報の提出により、走行距離等の把握を行っている。 環境に配慮した運転方法を運転担当者に一層徹底する。 タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備を行っている。 なるべく相乗りなどして、効率よく利用している。 タクシー券に関しては厳しく管理している。 自転車の導入について検討中である。 	会計検査院
<p>(2) 環境負荷の削減のための廃棄物の減量化、リサイクルの推進等 (7) 廃棄物の量の削減、分別収集によるリサイクルの推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 分別回収ボックスを設置している。 分別回収ボックスを各事務室に設置している。 使用済トナーカートリッジについては、コピー機販売業者に回収させている。 生ゴミについては、厨房に別容器を設置している。 コピー機、プリンター共にリサイクル製品を使用。 	総理府 警察庁
<ul style="list-style-type: none"> 会議用資料を簡素化し、両面コピーの徹底について啓発。 コピー機、FAX、プリンターのトナーカートリッジについて、回収・リサイクルのルートが確立しているものを使用。 分別回収ボックスを設置している。 共同のごみ箱としている。 	公害等調整委員会 北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、容器又は包装を利用する場合は、再利用やリサイクルを図る。(本庁) 可能な限り、使い捨て製品の使用や抑制を図る。(本庁) 分別回収ボックスを計画的に設置しているところである。(本庁) コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、可能な限りリサイクルを行っている。(本庁) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> 消耗品については、パーツの付け替え可能な製品を積極的に活用している。 研究用を除き、事務部門では使い捨ての製品の購入をしないように努めている。 両面コピー、裏面の活用等により、紙の使用量の削減に努めている。 分別回収ボックスを課室単位で設置し、新聞紙、雑誌、コピー用紙類や空き缶、燃えないゴミなどに分別して回収している。 シュレッダーは秘密文書以外に使用しないようにしている。 プリンター等のトナーカートリッジは業者が回収している。 トナーカートリッジは、回収・リサイクルの確立したものを購入している。 使用済トナーカートリッジの回収を行っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> 省内LAN等の活用により、紙の使用量の削減に努めている。 分別のため、局内に数個のごみ箱を設置。 古紙について分別回収の徹底を図るよう努力している。 大型シュレッダーは秘密文書の場合のみ使用。それ以外は分別回収又は文書一斉整理の際に廃棄・回収し、再利用を図っている。 トナーカートリッジのリサイクルについて検討中。 廃棄物の分別収集(ピン、缶、ペットボトル)を行うことにより、リサイクルに努め、廃棄物の減量化を図っている。 	国土庁 法務省
<ul style="list-style-type: none"> 各室から回収したカートリッジを毎週1回リサイクル業者に引き渡している。 各階の湯沸し室にある流し台に、三角コーナーを置き、生ゴミ等の流出を抑制している。 	外務省

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 詰め替え可能な洗剤、文具等を極力購入。(本省) ・ 電子メール・電子掲示板の利用によるペーパーレス化を積極的に推進。(本省) ・ 節約キャンペーンの一環として電子掲示板への掲載や各課毎に両面コピー奨励のチラシの掲示を行うこと等により、コピー用紙等の削減に努力。(本省) ・ 産業廃棄物管理責任者を選任の上、毎年「再利用計画書」を東京都に提出。(本省) ・ フラットファイル、ボールペン、蛍光ペン等についてリサイクル商品を購入。(本省) ・ 事務室の規模に応じ、分別回収ボックスを配置し、分別回収を徹底。(本省) ・ 個人用のごみ箱削減に努力。(本省) ・ シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄に限定するよう指導。 ・ 試験的に再生トナーカートリッジを購入。(本省) ・ 流し台等厨房施設の排水口にゴミ受けを設置し、生ゴミを除去し、極力排水中に混入することを抑制。 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課に分別回収ボックスを設置し、分別回収の徹底を図っている。 ・ 率先実行計画の趣旨を踏まえ、廃棄物中の可燃ゴミのリサイクルを推進した。 ・ 使用済みコピー用紙及び古新聞を業者に回収してもらい、再利用してもらっている。 ・ 学校におけるゴミ処理に係る環境衛生管理に関し、的確な分別収集の促進、ゴミの減少化の促進、ゴミ焼却炉については、原則として使用の取りやめ、廃止、について各国立学校に対して通知を发出し、指導を徹底。 ・ 国立学校の施設整備計画の策定に資するために定めた「国立学校施設整備計画指針」において、留意事項として「環境保全に配慮した施設づくり」を規定し、実施。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品及び電気製品等の故障の際は、容易に買い換をせず修繕費及び性能の状況を考慮し、修繕などの方法で長期間使用を図るよう指導している。 ・ 両面コピーなどを心掛けるべく紙の使用量を少なくするよう努めている。 ・ 各部屋に分別回収ボックスを設置し、上質紙、新聞、雑誌等に分け、発生古紙を執務室の段階で分別している。 ・ シュレッダーの設置は必要な箇所だけの設置のため、秘密文書の廃棄の場合だけ使用されている。 ・ コピー機、プリンターのトナーカートリッジについては、メーカーで回収及びリサイクルを行っている。 ・ 厨房を使用する職員等に対しては、生ごみ等が排水に流れ込まないように注意するよう指導しているとともに、排水口に網を設置し、生ごみ等が排水に混入することを抑制しているところである。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品納入時に使用された段ボール箱を他の物品の保管用として利用する等再利用を図っている。 ・ 使い捨て製品の購入を抑制した。 ・ 両面コピーの励行、在庫状況、使用状況の適切な管理により、紙の使用量の抑制を図った。 ・ 省内統一で、リサイクルボックスを全職員に配布(5,177個)し、分別回収に努めている。 ・ ごみ箱は班単位にする等、個人用を順次減らすよう努力している。 ・ シュレッダーの使用は、秘密文書のみを使用等、書類を限定して使用している。 ・ トナーカートリッジは、メーカーに一括して回収、処分を依頼している。 ・ 省内統一で、水切トレーを使用。本省庁内の食堂に対して、厨房に設置しているグリストラップの清掃、雑排水槽の清掃の実施(年4回) 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理責任者を選任し、再利用計画に基づきリサイクルを推進した。 ・ 個人用古紙回収ボックス等によるリサイクルの徹底を図るため、省内周知を実施した。 ・ 分別回収ボックスを各事務室に適切に配置。 ・ 個人用のごみ箱は、3人程度に1個の配備としている。 ・ 使用済みプリンターのトナーカートリッジのリサイクルを実施している。 ・ 分別回収ボックスを各執務室に設置。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のごみ箱を廃止し、個人ごとに分別回収ボックスを設置。 ・ 使用済みトナーカートリッジを業者により回収。 ・ コピー機のホチキス・トナーカートリッジのリサイクル徹底。 ・ レーザープリンター(LAN用)のトナーカートリッジにリサイクル製品の一部導入。 ・ 重要文書以外は、適当な大きさに裁断してメモ用紙として再利用。(消防庁) ・ LANを利用し、用紙類の使用を節約するようにしている。(消防庁) 	自治省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> 雑誌、コピー用紙、新聞紙、カン類、ビン類、可燃物、不燃物の分別回収を実施。 分別回収ボックスを各事務室に配置。 個人用のごみ箱についても分別収集の対象としている。 秘密文書以外の文書はシュレッダーを使用しないように指導。 コピー機・プリンター等のトナーカートリッジは業者による回収を実施。 給湯室に三角コーナーを設置。 シュレッダーの使用については、再生紙へ回せるものは回すようにしている。 	<p>人事院</p> <hr/> <p>公正取引委員会 宮内庁</p> <hr/> <p>会計検査院</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事務用椅子について、環境負荷低減のため、廃棄時の分解が容易に行える製品を購入している。 洗剤や文具類などは、詰め替え可能なもの、リサイクルしやすい製品を選択している。 各部局において、独自に分別用ボックスを設置し、対応している。 シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに使用するよう、職員に周知している。 コピー機・パソコンプリンターの使用済みトナーカートリッジ等は、リサイクル可能なものは一カ所に集め、定期的に業者に回収してもらっている。 厨房及び食器等洗滌場所において、生ごみが流れないように水切りを配慮している。 詰め替え品が市販されているものは、極力、詰め替え品を購入するなど抑制に努めている。 紙の使用量の削減は促しているが、業務量の増加などがあり、数量の削減はなかなか実現されない状況となっている。 物品の購入に当たっては、推奨リストを参考とすることができる限りリサイクルが行いやすい製品を優先的に選択するよう努めている。 室内に、ビニール・プラスチック用のごみ箱を設置し分別回収を実施している。 分別回収ボックスは、人数に応じて配置している。 人数に対して適当であると思われるごみ箱を配置している。 シュレッダーの使用は、秘密文書廃棄の場合のみに制限するよう検討している。 コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収は行っているが、リサイクルについては品質の問題があり検討中である。 	<p>会計検査院</p>
<p>(3) 環境汚染等の防止に配慮した各種行政事務の実施</p> <p>(7) 環境汚染等の防止</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 毎年、ばい煙発生施設の測定を定期的実施している。 ボイラー及び焼却炉の適正運転及び定期的な測定を実施し、適正な排出の維持を図っている。(本庁) 定期的に特定施設の水质検査を実施し、適正な排水の維持を図っている。(本庁) 大気汚染物質の測定を行い、排出量を把握している。また、ボイラー燃料を灯油から都市ガスに切り替え、燃料調整等により汚染物質の排出量の削減を図っている。 水质汚濁物質については、毎月環境測定を実施し、常に排出量を把握し適切に処理している。 ばい煙発生施設のばい煙量を測定し、適切な管理に努力。(本省) 冷暖房熱源は、天然ガス・灯油に切り替え済み。(本省) 水质検査業務を業者に委託し、基準値をオーバーした場合は、その都度、設備の改善等を実施するとともに、常に基準値を下回るよう監視。 ばい煙排出量調査を年2回実施している。 特定施設の水质検査は定期的実施している。 	<p>総理府 防衛庁</p> <hr/> <p>環境庁</p> <hr/> <p>大蔵省</p> <hr/> <p>農林水産省</p> <hr/> <p>宮内庁 会計検査院</p>

4 環境保全に関する職員に対する研修等の実施

具体的取組事例	省庁名
<p>(1) 職員の環境保全意識の向上</p> <p>(7) 環境に関する研修及び情報提供の積極的実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 夏期の軽装等を庁内放送により情報提供を行っている。 環境に関するものを含め、各種シンポジウム、研修については参加依頼、案内等ある毎に職員に資料配付し、参加希望を募っている。 中堅係員を対象とした集合研修において、外部講師(大学教授)により、「21世紀の地球環境と日本」というテーマで2時間の講義を実施した。 環境庁主催「率先実行計画に関する地方支分部局等職員説明会」に参加した。 環境研修～年1回20名規模。 毎年、環境保全関係の講演会等を開催している。(本庁) 環境庁が実施している研修に参加している。(本庁) 	<p>総理府</p> <hr/> <p>総務庁</p> <hr/> <p>警察庁 北海道開発庁 防衛庁</p>

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・年間の研修計画を作成し、計画の周知徹底を図るとともに、研修への参加募集を行っている。 ・任用試験の面接時に、環境に関する質問を行うよう面接官に対して指示をしている。 ・JICAの依頼により、研修センターにおいて開発途上国の研修を行っている。 ・率先実行計画の周知徹底を図るため、地方支分部局職員等を対象とした説明会を全国11カ所で開催した。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁環境研修センターが計画する研修に参加させた。 ・環境基本計画に係る資料等を本庁内及び地方支分部局に配布し、本計画の普及、啓発に努めた。 ・全国各地で開催された率先実行計画に関する地方支分部局等職員説明会に担当者を出席させた。 ・ポスターの掲示、パンフレットの配布等により環境に関する情報提供を積極的に実施し、職員の環境保全意識の向上を図る。 	国土庁 法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・省内の電子掲示板に環境問題に対する情報を掲示し、職員に情報提供した。 ・新規採用 種研修、新任係長研修及び国立学校等区別係長研修において、環境問題の講義を取り入れた。 ・初任施設担当職員研修及び施設担当係長研修において、環境保全に関する講義等を実施 ・国立大学等部課長会議などにおいて、率先実行計画の趣旨の徹底を図った。 	大蔵省 文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全だけを目的にした研修は実施していないが、種職員を対象とした「政策研修」において、環境に関する講義を設け、職員の環境に対する意識の啓発を行っている。 ・研修要領に基づき、計画的に研修を実施しており、平成9年度においても事務系職員を対象として12コースで環境問題を研修カリキュラムとして実施したほか、技術系職員を対象とした専門研修を実施した。 ・環境研修については、年度当初に公文で職員に周知徹底。環境に関するシンポジウム研修会への職員の積極的な参加を奨励。 ・当省で実施する任用試験で環境に関する設問を設定。(6種類) ・途上国からの環境に関する研修生等に対し、窓口担当課を通じて積極的対応に努力。 ・JICAの研修において環境に関する講義を実施。 	厚生省 農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・環境研修については、年度当初に公文で職員に周知徹底。環境に関するシンポジウム研修会への職員の積極的な参加を奨励。 ・当省で実施する任用試験で環境に関する設問を設定。(6種類) ・途上国からの環境に関する研修生等に対し、窓口担当課を通じて積極的対応に努力。 ・JICAの研修において環境に関する講義を実施。 	運輸省 郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・省機関誌において、環境保全に関する啓発記事に定期的に情報を掲載している。 ・環境庁主催「率先実行計画に関する地方支分部局等職員説明会」に参加した。 ・新人研修等において、職員の環境に関する意識の啓発を促進。 ・節水、紙の節約、省エネルギー等職員の積極的な協力の必要事項について職員に要請。 ・環境研修を計画的に実施している。 ・職員が参加できる環境保全活動に対し、必要な情報提供の実施。 ・環境に関するシンポジウム等への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図った。 	自治省 公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・節水、紙の節約、省エネルギー等職員の積極的な協力の必要事項について職員に要請。 ・環境研修を計画的に実施している。 ・職員が参加できる環境保全活動に対し、必要な情報提供の実施。 ・環境に関するシンポジウム等への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図った。 	宮内庁
(イ) 環境保全活動への職員の積極的参加の奨励	
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンデー等各種清掃活動事業に参加。 ・毎年、霞ヶ関周辺の一斉清掃に積極的に参加し、環境保全に努めている。 ・一斉清掃活動への参加を呼びかけ、また、環境への意識の高揚を図るため、「環境の日」に係わるポスターを掲示。(本省) 	環境庁 法務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ関周辺の一斉清掃活動に参加を希望した職員はすべて参加した。 ・環境保全活動への参加を目的としては特に対策を講じていないが、年次休暇取得促進の観点から、職員が休暇を取りやすい環境づくりに取り組むよう、各種会議等を活用して指導している。 ・年次休暇の積極的使用により対応することとなるが、年次休暇が取りやすい環境づくりのため庶務課長会議等の場を通じて周知徹底。 	文部省 厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・年次休暇の積極的使用により対応することとなるが、年次休暇が取りやすい環境づくりのため庶務課長会議等の場を通じて周知徹底。 	農林水産省